

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

いの町は、四国山脈と清流仁淀川が生み出す変化に富んだ地形と豊かな自然の恩恵を受けて、商工業を中心に栄えてきた街であり、県都の高知市に隣接する仁淀川流域の主要都市である。山間部では林業やアメゴの養殖、仁淀川流域では製紙業や農業、近年では小売業等のサービス業と多岐に渡る業種がいの町の経済を支えている。近年は、町外・県外への若者の流出等により少子高齢化が進むとともに生産年齢人口も減少しており、今後も、人口は減少傾向で推移すると見込まれる。

現在、町内の中小企業数は減少傾向にあり、企業の中核を担う人材や各分野における担い手の減少等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史の中で形成された町内の産業基盤が失われかねない危機的状況である。

このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対して、ワンストップ相談窓口の設置、産業振興奨励金（工場等を新設する企業への固定資産税の補助事業）、空き店舗等家賃補助事業、創業相談・指導事業等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、仁淀川流域の主要都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に8件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

いの町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種がいの町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

いの町の産業は、仁淀川流域や山間部など広範囲に点在して立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、いの町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

いの町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種がいの町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月18日から令和7年6月17日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。